

第4節 運 営

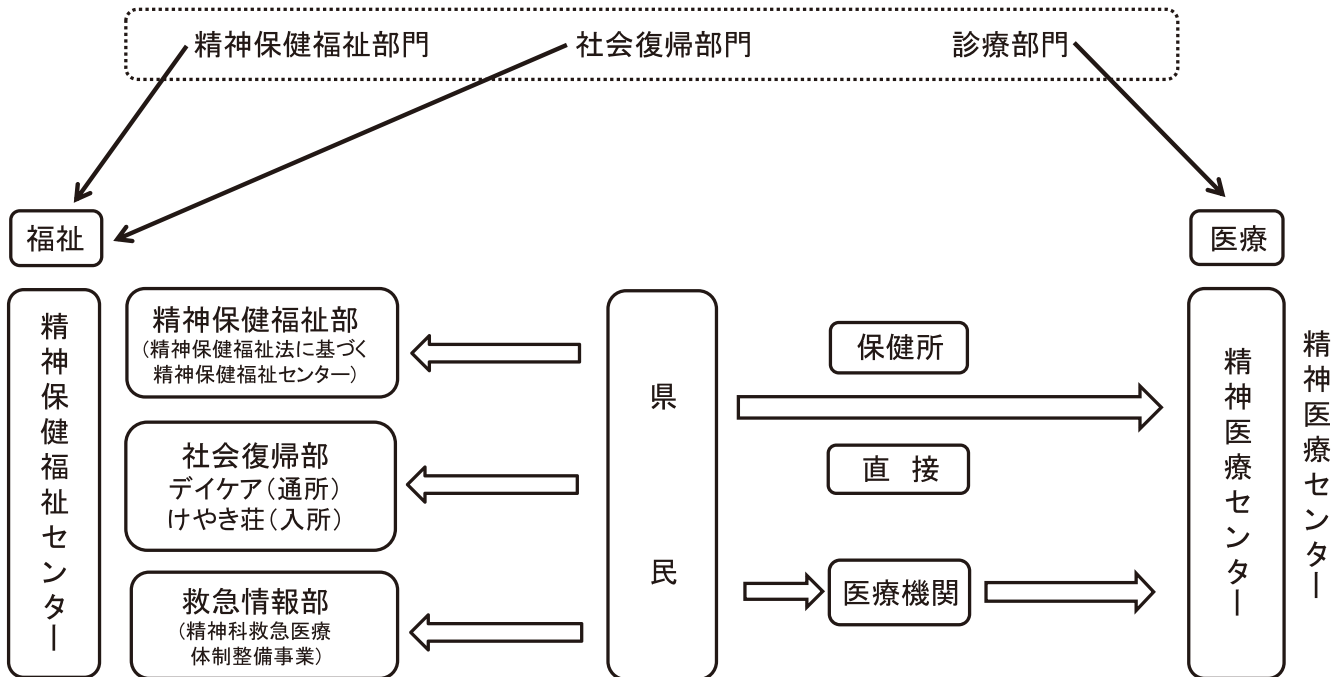
1 基本原則

人権の擁護	精神障害者の個人としての尊厳を尊重し、人権を擁護しつつ、適正な運営に努める。
関係機関・関係団体との連携	地域精神保健福祉の推進を図るため、地域の医療機関、保健所等の関係諸機関及び関係団体と密接な連携を保ち、円滑な運営に努める。
精神保健福祉センターとの一体的運営	両センター設置の理念を生かすため、各部門の連携を密にし、一体的、弾力的な運営に努める。
紹介制	埼玉県における地域精神医療の中核施設としての役割を果たすため、精神医療センターの利用に当たっては、医師からの紹介制とする。

2 精神保健福祉センターとの連携

<精神保健福祉センターとの一体的運営>

精神医療センターと精神保健福祉センターとは、相互に連携した一体的運営により、本県における地域精神保健福祉推進の中核施設として、精神障害の発生予防、精神障害者の治療及び社会復帰訓練を総合的にを行い、県民の精神保健福祉の向上を図る。



<部門間の連携>

精神保健福祉センターは、精神保健福祉部、社会復帰部、精神科救急情報部の3部門で構成されている。精神保健福祉センター各部門と精神医療センターの機能を有機的に関連付けるため、弾力的な組織運営を行い、部門間相互の業務協力等、連携を緊密にし、一体的に運営している。

なお、両センターに関連する業務の調整は精神保健福祉センターが担当している。

全体	<ul style="list-style-type: none"> ・部門間の協力が必要な事業等に関し内部会議を開催し連絡調整を行う。 ・全体行事の運営に際し、実行委員会を組織し役割を分担する。
精神保健福祉部関係	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所に対する技術協力を精神医療センターの医師とともにやり、その連絡調整を行う。 ・社会復帰部利用者の処遇について、保健所と社会復帰部の連絡調整を必要に応じて行う。 ・精神医療センター利用者のうち保健所に紹介のあった事例の処遇について、保健所と精神医療センターとの連絡調整を行う。 ・医療が必要と判断される相談者について、紹介制の原則の範囲で精神医療センターに引き継ぐ。 ・教育研修に当たり、必要に応じて社会復帰部及び精神医療センターの職員に講師を依頼する。 ・講師の派遣要請があった場合、適切な職員を派遣する。
社会復帰部関係	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の処遇について、保健所との連絡調整を必要に応じて精神保健福祉部に依頼する。
精神科救急情報部関係	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の処遇について、保健所との連絡調整を必要に応じて精神保健福祉部に依頼する。
精神医療センター関係	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所に対する技術協力を精神保健福祉センター部門の職員とともにやり。 ・精神医療センター利用者のうち保健所に紹介のあった事例の処遇について、保健所との連絡調整を必要に応じて精神保健福祉部に依頼する。 ・医療が必要と判断される相談者について、精神保健福祉部から引き継ぐ。

3 顧問

精神医療センターの適正な運営のため、非常勤の顧問を招致し、指導及び助言を受けている。

埼玉県医師会副会長 廣澤 信作

4 精神医療センター内部会議

ア 管理運営に関するもの

名称	所掌事項	構成(○：議長又は委員長)		
		精神医療センター	精神保健福祉センター	事務局・その他
精神保健福祉センター 精神医療センター 連絡調整会議	医療センター及び福祉センターを一体的に運営するために必要な事項について審議する。	病院長 副病院長 副病院長(兼)看護部長 療養援助部長	センター長 副センター長 精神保健福祉部長 (兼)精神科救急情報部長 社会復帰部長	○事務局長【医】 副局長【医】 総務・人事担当主査【医】 管理業務部長【福】 総務・管理担当主査【福】
精神医療センター運営 会議	業務の円滑な遂行、患者サービスの向上などセンター運営に係る事項を審議する。	○病院長 副病院長 副病院長(兼)看護部長 療養援助部長		事務局長 副局長 総務・人事担当主査 医事・経営担当主査 会計・用度担当主査
精神医療センター経営 改善戦略会議	経営改善に関する事項について調査・分析及び検討を行い、経営の健全化に資する。	○病院長 副病院長(兼)外来・ 地域支援科長 副病院長 (兼)第1精神科科長 副病院長(兼)看護部長 第2・7精神科科長 第5精神科病棟責任者 第6精神科科長 依存症治療研究部顧問 看護部副部長 各看護単位師長 薬剤部副部長 栄養部副技師長 検査部副技師長 療養援助部長・主幹・主査 医療安全管理室主幹		事務局長 副局長 総務・人事担当主査 医事・経営担当主査 会計・用度担当主査
精神医療センター倫理 委員会	病院で行われる研究等が、対象者の尊厳及び人権への配慮がなされ、適切に実施できるような計画されているか否かを審査する。	○病院長 副病院長 依存症治療研究部顧問 副病院長(兼)看護部長 療養援助部長 薬剤部副部長		事務局長 副局長 総務・人事担当主査 医事・経営担当主査 学識経験者
精神医療センター衛生 委員会	職員の健康障害防止、健康保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事。	副病院長 療養援助部長 看護部副部長 薬剤部副部長	産業医(センター長)	○事務局長 副局長 総務・人事担当主査 職員代表者
精神医療センター職員 倫理推進委員会	職員の公務員倫理の保持及び増進に関する事、汚職防止にかかる事務改善の推進に関する事、風通しのよい明るい職場作りに関する事。	副病院長 副病院長(兼)看護部長 療養援助部長 薬剤部副部長 検査部副技師長 栄養部副技師長		○事務局長 副局長 総務・人事担当主査
看護職員負担軽減等改 善委員会	看護職員の業務の負担軽減及び処遇改善について、勤務状況の把握、多職種からなる役割分担等の検討、改善計画の作成および評価を行う。	病院長 副病院長 療養援助部長 看護部副部長		○事務局長 副局長 総務・人事担当主査 医事・経営担当主査

イ 業務に関するもの

名称	所掌事項	構成(○：議長又は委員長)		
		精神医療センター	精神保健福祉センター	事務局・その他
精神医療センター薬事委員会	常用医薬品の変更、治験用医薬品の使用及び医薬品の購入について審議。	副病院長(兼) 外来・地域支援科長 副病院長 ○第6精神科科長 第2・7精神科科長 看護部副部長 薬剤部副部長		医事・経営担当主査 会計・用度担当主査
精神医療センター栄養管理委員会	患者給食の適切な栄養管理と円滑な運営を図るため審議、検討を行う。	○副病院長 医局代表 看護部副部長 第2病棟看護師長 第5病棟看護師長 栄養部副技師長		副局長
精神医療センター褥瘡対策委員会	入院及び外来患者の褥瘡の発生予防、早期発見、適切な治療・処置を行うことを目的とする。	○第7精神科科長 医局代表 看護部副部長 検査部副技師長 薬剤部副技師長 栄養部副技師長 各看護単位から1名		医事・経営担当主査
栄養サポートチーム	患者に適切な栄養管理による栄養状態の改善を図るため審議、検討を行う。	○第7精神科科長 医局代表 看護部副部長 検査部副技師長 薬剤部副技師長 栄養部副技師長 各看護単位から1名		医事・経営担当主査
保険委員会	保険診療に係る問題を協議し、診療報酬請求業務の適正かつ効率化に資する。	○副病院長(兼) 外来・地域支援科長 副病院長 第2・7精神科科長 第5精神科病棟責任者 第6精神科科長 療養援助部長 看護部副部長 薬剤部副部長 検査部副技師長		副局長 医事・経営担当主査
精神医療センター相談診療録等開示検討委員会	保有する診療録等の開示請求等があった場合に、開示等の是非について適正かつ迅速な判断を行うことを目的とする。	○副病院長(兼) 外来・地域支援科長 副病院長 第2・7精神科科長 第5精神科病棟責任者 第6精神科科長 療養援助部長 看護部副部長		事務局長 副局長 医事・経営担当主査
施設内感染対策委員会	感染管理と予防、発症等に迅速に対応し、感染対策体制を構築・改善する。	病院長 ○副病院長 副病院長(兼) 看護部長 第6精神科科長 療養援助部長 薬剤部副部長 検査部副技師長 栄養部副技師長 第5病棟看護師長 外来看護師長 医療安全管理室主幹	精神保健福祉部長 社会復帰部長	副局長【医】 医事・経営担当主査【医】 管理業務部長【福】 総務・管理担当主査【福】
図書委員会	医療センター及び福祉センターの図書の購入及び図書室の共同利用方法等図書室の管理運営について審議する。	副病院長 療養援助部主査 看護部副部長 医療安全管理室主幹 医療技術部代表	精神保健福祉部長 社会復帰部長 企画広報担当主幹 社会参加支援担当主査	○事務局長【医】 副局長【医】 総務・人事担当主査【医】 会計・用度担当主査【医】 司書【医】 管理業務部長【福】 総務・管理担当主査【福】
職員研修委員会	医療センター及び福祉センター職員に対する精神保健医療活動目標に沿った研修の計画、実施、評価等の研修に関する事項を審議する。	副病院長 療養援助部主査 看護部副部長 医療安全管理室主幹 医療技術部代表	精神保健福祉部長 相談・自殺対策担当主幹 地域支援担当主幹 復職支援担当主査	○事務局長【医】 副局長【医】 総務・人事担当主査【医】 管理業務部長【福】 総務・管理担当主査【福】

名称	所掌事項	構成(○：議長又は委員長)		
		精神医療センター	精神保健福祉センター	事務局・その他
TQM推進室会議	職員個々のTQM（トータル・クオリティマネジメント）の意識の向上、各部門等での自主的な取り組みの推進を図り、病院全体の医療の質の向上に資することを目的とする。	○副病院長 副病院長（兼）看護部長 療養援助部長 薬剤部副部長 医療安全管理室主幹		副局長 医事・経営担当主査
ADHD治療薬適正使用委員会	ピバンセカプセル等の覚醒剤原料の新規使用の適否、並びにピバンセカプセル等の覚醒剤原料の事故等発生時の調査、対応を協議する。	○病院長 副病院長（兼）外来・地域支援科長 副病院長（兼）看護部長 第2・7精神科科長 第5精神科病棟責任者 第6精神科科長 依存症治療研究部顧問 療養援助部長 薬剤部副部長 第5病棟看護師長 医療安全管理室主幹		事務局長 医事・経営担当主査
医療情報システム委員会	医療情報システムに係る諸問題を調査・研究・協議し、医療サービスの適正化、効率化に資する。	○副病院長 医局代表 療養援助部副技師長 検査部副技師長 薬剤部副技師長 栄養部技師 看護部副部長 第7病棟看護師長 外来看護師長 医療安全管理室主幹		副局長 医事・経営担当主査
精神医療センター病歴等管理委員会	職員に病歴管理及び診療録等の重要性を認識させ、適正な病歴、診療録及びX線フィルムの管理並びに帳票の設計・変更に関する調整を行う。	○副病院長 （兼）外来・地域支援科長 副病院長 第2・7精神科科長 第5精神科病棟責任者 第6精神科科長 依存症治療研究部顧問 療養援助部長 看護部副部長 外来看護師長		副局長 医事・経営担当主査
行動制限最小化委員会	入院中で隔離拘束等の行動制限を実施している患者について、人権に最大限配慮してその制限を最小にすることを目的とする。	○副病院長 療養援助部主査 看護部副部長 各看護単位から1名 医療安全管理室主幹		総務・人事担当主査 医事・経営担当主査
精神医療センターサービス向上委員会	利用者に対するサービスの向上について総合的な検討を行うことを目的とする。	○副病院長（兼）看護部長 副病院長 療養援助部主査 各看護単位から1名 医療安全管理室主幹 栄養部副技師長		総務・人事担当主査
クリニカルパス推進委員会	使用中のクリニカルパスの見直しと、新たなクリニカルパスの作成をする。	○副病院長 療養援助部主査 各看護単位から1名		医事・経営担当主査
臨床検査適正委員会	臨床検査の安全性、正確性、経済性等について審議し、適正な維持運営を図る。	○副病院長 第2・7精神科科長 第5精神科病棟責任者 第6精神科科長 検査部副技師長		医事・経営担当主査
精神医療センタークロザリル適正使用委員会	クロザリルの新規使用の適否を審議。クロザリルの継続使用状況の評価。	○病院長 副病院長 副病院長（兼）看護部長 第2精神科科長 療養援助部長 検査部副技師長 薬剤部副部長 CPMSコーディネーター担当者 1名		事務局長
虐待対応委員会	新たに認知された虐待事例について、児童虐待防止法に基づき児童相談所への通告などの対応を検討する。	○副病院長 副病院長（兼）看護部長 療養援助部長・主幹 医療安全管理室主幹		副局長

名称	所掌事項	構成(○：議長又は委員長)		
		精神医療センター	精神保健福祉センター	事務局・その他
埼玉県立精神医療センター 実地棚卸実施委員会	実地棚卸に関すること。	副病院長 副病院長(兼)看護部長 療養援助部長		○事務局長 副局長 会計・用度担当主査

ウ 災害・事故時の防止に関するもの

名称	所掌事項	構成(○：議長又は委員長)		
		精神医療センター	精神保健福祉センター	事務局・その他
精神医療センター医療安全管理委員会	医療安全管理の体制を確保し、その推進を図る。	○副病院長 副病院長(兼)看護部長 第6精神科科長 療養援助部長 薬剤部副部長 医療安全管理室主幹		事務局長 副局長 総務・人事担当主査 医事・経営担当主査
医療ガス安全管理委員会	医療ガス設備(診療の用に供する酸素・笑気ガス・窒素・吸引及び圧縮空気)の安全管理に関すること。	○副病院長 第6精神科科長 薬剤部副部長 第1病棟看護師長 外来看護師長 医療安全管理室主幹		副局長 管財担当主幹
防災対策委員会	医療センター及び福祉センターの火災等の災害を未然に防止する対策を講じるとともに、非常時の対応方法等について審議する。	副病院長 看護部副部長 療養援助部長 第6・7病棟看護師長 外来看護師長 栄養部副技師長 医療安全管理室主幹	副センター長 精神保健福祉部長 (兼)精神科救急情報部長 社会復帰部長	○事務局長【医】 副局長【医】 総務・人事担当主査【医】 管財担当主幹【医】 管理業務部長【福】 総務・管理担当主査【福】
リスクマネジメント推進委員会	各部門の医療安全を推進を図る。	○第6精神科科長 医局代表 看護部副部長 第1病棟看護師長 療養援助部主事 検査部副技師長 薬剤部副技師長 栄養部技師 医療安全管理室主幹		管財担当主幹 医事・経営担当主査

エ 備品・業者の選定に関するもの

名称	所掌事項	構成(○：議長又は委員長)		
		精神医療センター	精神保健福祉センター	事務局・その他
精神医療センター委託等契約業者選定委員会	契約の相手方となる業者の選定及び一般競争入札の参加資格に関し、必要な事項を審査する。			○事務局長 副局長 管財担当主幹 総務・人事担当主査 医事・経営担当主査 会計・用度担当主査
精神医療センター備品選定委員会	診療材料等の採用の適否、適正な使用等について検討する。	○病院長 副病院長 副病院長(兼)看護部長		事務局長 副局長
精神医療センター診療材料等検討委員会	高額器械備品の購入及び賃借に係る機種種の適正な選定について協議する。	○副病院長 第6精神科科長 検査部副技師長 看護部副部長 外来看護師長 医療安全管理室主幹		副局長 医事・経営担当主査 会計・用度担当主査

5 地域医療機関等との連携

当センターの運営を円滑に行い、精神障害者の地域ケア体制の構築を推進するため、地域医療機関、保健所、市町村等の諸機関と緊密な連携を図っている。

また、当センターに所属する精神保健指定医により精神保健福祉法第19条の4に定められている診察及び判定等を行っている。

(1) 医療機関

ア 技術協力等を通して保健所と地域医療機関との連携の強化を図り、地域医療機関の活用を第一とする。

イ 患者の地域での医療の継続を確保できるよう配慮し、社会復帰に向けた障害福祉サービス等の利用を促進する。

ウ 医療機関相互の連携（病・病連携、病・診連携）では、医療の機能分化を図るとともに、役割分担の明確化に努める。

(2) 保健所及び市町村

地域精神保健推進の中心的な機関である保健所及び市町村と緊密な連携を図り、患者の地域ケアの継続を確保する。

(3) 福祉事務所、障害福祉事業所その他の関係機関・団体

患者の生活の自立の援助、地域ケアの継続の確保、地域精神保健の推進等を目的として、福祉事務所、その他の関係機関・団体等と必要な連携を図る。

(4) 措置診察

ア 診察実施状況

(件)

申請通報 依頼機関	一般人		警察官		検察官		保護観察所の長		矯正施設の長		病院管理者		合計		(再掲) 緊急措置
	1次	2次	1次	2次	1次	2次	1次	2次	1次	2次	1次	2次	1次	2次	
南部保健所	0	0	0	6	1	3	0	0	0	0	0	0	1	9	0
朝霞保健所	0	0	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8	1
鴻巣保健所	0	0	21	8	2	7	0	0	0	0	0	0	23	15	4
坂戸保健所	0	0	1	5	1	6	0	0	0	0	0	0	2	11	1
狭山保健所	0	0	1	6	1	4	0	0	0	0	0	0	2	10	0
東松山保健所	0	0	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	1	4	0
秩父保健所	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
本庄保健所	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
熊谷保健所	0	0	2	6	0	1	0	0	0	0	0	0	2	7	2
加須保健所	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
春日部保健所	0	0	1	4	1	1	0	0	0	0	0	0	2	5	0
草加保健所	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
幸手保健所	0	0	5	7	1	0	0	0	0	0	0	0	6	7	0
さいたま市保健所	0	0	18	25	0	7	0	0	0	1	0	0	18	33	5
精神科救急情報センター	0	0	35	45	0	0	0	0	0	0	0	0	35	45	8
合計	0	0	86	128	9	32	0	0	0	1	0	0	95	161	21
前年度	0	0	99	125	3	26	0	0	0	0	0	0	102	151	35

※出張による診察を含む

イ 診察の場所

(件)

診 察 の 場 所	1次診察	2次診察	合 計	(再掲)緊急措置診察
当 セ ン タ ー	95	161	256	21
拘 置 所	0	0	0	0
警 察 署	0	0	0	0
他の精神科病院	0	0	0	0
医 療 少 年 院	0	0	0	0
刑 務 所	0	0	0	0
少 年 鑑 別 所	0	0	0	0
保 健 所	0	0	0	0
その他（自宅）	0	0	0	0
合 計	95	161	256	21

ウ 判定及び入院の状況

(件)

申請・通報	診 療 判 定	1次診察		2次診察		(再掲)緊急措置診察	
		要措置	措置不要	要措置	措置不要	要措置	措置不要
一般人申請（精神保健福祉法第22条）		0	0	0	0	0	0
警察官通報（同法23条）		71	15	89	39	13	8
検察官通報（同法24条）		5	4	22	10	0	0
保護観察所の長の通報（同法25条）		0	0	0	0	0	0
矯正施設の長の通報（同法26条）		0	0	0	1	0	0
精神科病院の管理者の届出（同法26条の2）		0	0	0	0	0	0
合 計		76	19	111	50	13	8

エ 診断別判定結果

(件)

診 断 名	措置診察(1次/2次)		(再掲)緊急措置診察		合 計
	要措置	措置不要	要措置	措置不要	
F0 症状性を含む器質性精神障害	12	3	2	2	19
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害	9	17	0	3	29
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	115	12	9	1	137
F3 気分（感情）障害	20	7	1	1	29
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	9	8	0	0	17
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	0	0	0	0	0
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害	12	4	0	0	16
F7 知的障害（精神遅滞）	3	7	1	0	11
F8 心理的発達の問題	6	9	0	1	16
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	1	0	0	0	1
F99 詳細不明の精神障害	0	0	0	0	0
G40 てんかん	0	0	0	0	0
その他	0	2	0	0	2
合 計	187	69	13	8	277

(5) 精神科病院等の実地審査への協力

医師	8名
件数	10件

6 地元との連携

精神保健総合センターの建設にあたっては、地元（伊奈町丸山地区）の住民の方々を中心とした対策協議会との調整を経て、相互の理解と協力により開設に至った経緯がある。

そこで、開設後も盆踊り大会や伊奈町の行事である消火栓操法大会、駅伝大会等を通じて、地元住民との連携を促進していた。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、いずれも開催されなかったが、引き続き地元住民との連携を重視する。

なお、地元の方々との連絡・協議の場としては、以下の10名の委員からなる「埼玉県精神保健福祉センター・精神医療センター地域連絡協議会」を定期的に設けていたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催されなかった。

ア 役員名簿

役 職	氏 名	職 名 等
会 長	関根 良和	伊奈町副町長
委 員	大谷 利雄	丸山区住民代表
	関田 直麿	丸山区住民代表
	渡辺 操	丸山区住民代表
	渡辺 誠吉	丸山区住民代表
	久木 正	伊奈町企画課長
	松田 正	伊奈町健康増進課参事
	成瀬 暢也	精神医療センター副病院長
	築地 良和	精神医療センター事務局長
	森 雅紀	精神保健福祉センター副センター長

イ 直近の開催状況

期 日	開催回数	協 議 事 項	会 場
2020/10/19	第52回	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センターの運営状況について ・精神医療センターの運営状況について ・地域との交流状況について 	精神医療センター 第2・3会議室